

喜多方市まちづくり推進アドバイザー派遣実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、喜多方市内において地域の活性化を目的とし、市民自らが行うまちづくり活動に対し、専門的な知識及び経験を有するアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、その取組に対する支援をするため、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象活動)

第2条 支援の対象となる事業は、次の各号のいずれかを目的とするものとする。

- (1) まちづくりに関する基礎的な知識の習得、地域の資源や課題等の把握、事業計画の作成などを目的とした勉強会、ワークショップ等の開催
- (2) 地域の資源や課題等の把握を目的とした調査活動
- (3) その他市長が必要と認める活動

2 前項に規定する活動は、10人以上で構成され、かつ、当該団体の主たる構成員に地区内に居住している住民又は当該地区内で勤務若しくは就学している住民が含まれる団体が実施する活動とする。

(アドバイザーの派遣)

第3条 アドバイザーは、まちづくり活動に関して専門的な知識及び経験を有する者の中から、市長が依頼して派遣する。

(支援申請)

第4条 アドバイザーの派遣を申請しようとする団体は、まちづくり推進アドバイザー派遣申請書（様式第1号）により、派遣希望予定日の概ね1か月前までに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、派遣するアドバイザーの選任を行い、まちづくり推進アドバイザー派遣依頼書（様式第2号）によりアドバイザー本人に依頼し、その結果をまちづくり推進アドバイザー派遣決定通知書（様式第3号）により当該団体に通知するものとする。

3 前項により決定通知を受けた団体は、その内容について変更（軽微な変更を除く。）、又は中止の必要が生じた場合は、直ちに市長に通知し、承認を得るものとする。

(実績報告)

第5条 アドバイザーの派遣を受けた団体は、事業の実施後速やかにまちづくり推進アドバイザー派遣実績報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(報償及び費用弁償)

第6条 市長は、派遣されたアドバイザーに対し、予算の範囲内において報償及び費用弁償を支給するものとする。ただし、市内在住のアドバイザーについては、原則として費用弁償は支給しないものとする。

2 前項の規定による報償及び費用弁償は、別に定める。

(派遣回数)

第7条 アドバイザーの派遣回数は、原則として一つの団体につき、1年度内3回を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 アドバイザーの派遣は、一回につき一人を原則とするが、必要に応じて複数のアドバイザーを派遣することができる。この場合、派遣するアドバイザーの数を申請回数とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの派遣に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

まちづくり推進アドバイザー派遣申請書

年 月 日

喜多方市長

所在地
団体名
代表者名

印

次のとおり、まちづくり推進アドバイザーの派遣を申請します。

テ ー マ			
内 容			
希望する 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
希望する 場 所	所在地		
	建物名称		
	連絡先		
参加予定 人 数	人		

(様式第 2 号)

まちづくり推進アドバイザー派遣依頼書

平成 年 月 日

様

喜多方市長

次のとおり、あなたをまちづくり推進アドバイザーとして派遣したいので依頼します。

派遣日時		
派遣先団体名		
派遣場所	所在地	
	建物名称	
	連絡先	
参加人数	人	
テーマ		
内容		

(様式第 3 号)

まちづくり推進アドバイザー派遣決定通知書

年 月 日

様

喜多方市長

年 月 日付けで申請のあったまちづくり推進アドバイザーの派遣について、次のとおり決定しましたので通知します。

なお、派遣終了後は速やかに「まちづくり推進アドバイザー派遣実績報告書」を提出してください。

アドバイザー の氏名	
派遣日時	
派遣場所	
備考	

(様式第 4 号)

まちづくり推進アドバイザー派遣実績報告書

年 月 日

喜多方市長

所在地
団体名
代表者名

印

年 月 日付けで決定通知のあったまちづくり推進アドバイザーの派遣について、次のとおり報告します。

派遣日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
派遣場所	
参加者数	人
アドバイザー の氏名	
派遣結果	